

市県民税申告書 記載例 (1)

収入がある場合

● 栗東太郎さんの市県民税申告書の記載例

《本人の収入》

- ・給 与…○産業株から2,765,831円
- ・年 金…日本年金機構から2,081,360円
企業年金連合会から25,100円
- ・農 業…収入額280,000円、必要経費230,000円
- ・個人年金…○生命保険から200,000円
(掛金相当額180,000円)

《家族構成、及びその収入など》

- 本人 太郎 昭和32年1月21日生
- 妻 花子 昭和35年5月7日生
(給与収入1,738,200円)
- 子 春雄 昭和62年3月1日生
(収入なし/傷病療養中)
- 子の妻 千秋 平成2年10月23日生
(給与収入1,058,000円)
- 子の子 冬美 平成25年1月8日生
療育手帳B
- 母 夏江 昭和6年7月12日生
(年金収入798,000円)
身体障害者手帳1級

※以上のうち、太郎が千秋を除く4名を扶養している

《控除対象になる支払いなど》

- 医療費…年間支払額276,150円
高額療養費還付額18,000円
- 社会保険(給与分)…352,651円
- 国民年金保険料…194,960円
- 生命保険料(旧制度)…115,000円
- 個人年金保険料(旧制度)…36,013円
- 個人年金保険料(新制度)…17,053円
- 介護医療保険料…24,905円
- 地震保険料…46,537円

《収入、所得の記入》

- 農業所得 = 収入額 - 必要経費
= 280,000 - 230,000 = 50,000円
- 雑所得は、公的年金所得とその他雑所得の計
(1) 公的年金所得は「書き方」の速算表で計算
収入額 = 2,081,360 + 25,100 = 2,106,460
65歳以上なので、所得は
2,106,460 - 1,100,000 = 1,006,460円
- その他の雑所得 = 収入額 - 必要経費
= 200,000 - 180,000 = 20,000円
- 給与所得は「書き方」の速算表で計算
2,765,831 ÷ 4,000 = 691 (小数点以下切捨て)
給与所得と公的年金所得との調整
給与所得、公的年金所得とも10万円以上なので
給与所得から10万円を差し引く
1,854,800 - 100,000 = 1,754,800円
- 雑所得の合計⑩、所得金額合計⑫を記入

《所得から差し引かれる金額の記入》

- 左欄に内訳等、右欄に控除額を記載します
- 社会保険料控除 = 支払額
給与分…352,651円
国民年金保険料…194,960円
合計 547,611円
- 生命保険料控除 = 「書き方」の計算表で算出
一般生命保険(旧) 115,000円 → 35,000円
個人年金保険
(旧制度) 36,013円 ÷ 2 + 7,500 = 25,507
(新制度) 17,053円 ÷ 2 + 6,000 = 14,527
(旧+新) 40,034円 → 上限28,000円
介護医療保険 24,905円 ÷ 2 + 6,000 = 18,453円
合計 81,453円 → 上限70,000円

- 地震保険控除 = 「書き方」の計算表で算出
地震保険 46,537円 ÷ 2 = 23,269円
- 障害者控除…夏江は特別障害、冬美はその他障害
300,000 + 260,000 = 560,000円
- 配偶者・配偶者特別控除
花子の所得が1,141,600円なので、
(給与なので「書き方」の計算表を用いて計算)
配偶者特別控除を適用 210,000円
適用される控除に対応して表面⑫⑭
- 扶養控除…一般1人、老人1人なので
330,000 + 380,000 = 710,000円
- 基礎控除…合計所得の階層により430,000円
- 医療費控除 = 支払額 - 補填額
= ⑫の5%と[10万円]の小さいほうの金額
(⑫が200万円未満のときは⑫の5%、200万円以上のときは10万円になります)
= 276,150 - 18,000 - 100,000 = 158,150円
- 控除金額の小計⑮、合計⑳を計算して記入

《市県民税・県民税の納税方法の記入》
給与所得以外の所得に対する市県民税の徴収方法→希望するの方法の欄にチェック

令和6年度 市県民税・県民税(国民健康保険税) 申告書 (住所・氏名等の欄は省略)

3 所得から差し引かれる金額に関する事項

| | | | | |
|--|--|------------------------------------|--------------------------|-----------|
| 13 社会保険料控除 | 社会保険の種類 | 支払保険料 | 社会保険の種類 | 支払保険料 |
| 控除 | 源泉徴収票のとおり | 352,651 | | |
| | 国民年金保険料 | 194,960 | | |
| 合計 | | | | 547,611 |
| 15 生命保険料控除 | 新生命保険料の計 | | 旧生命保険料の計 | 115,000 |
| 控除 | 新個人年金保険料の計 | 17,053 | 旧個人年金保険料の計 | 36,013 |
| | 介護医療保険料の計 | 24,905 | | |
| 16 地震保険料控除 | 地震保険料の計 | 46,537 | 旧長期保険料の計 | |
| 17~19 寡婦、ひとり親、勤労学生控除 | 17 <input type="checkbox"/> 寡婦控除 <input type="checkbox"/> 死別 <input type="checkbox"/> 生死不明 <input type="checkbox"/> 離婚 <input type="checkbox"/> 未婚 | 18 <input type="checkbox"/> ひとり親控除 | 必ず、障害者手帳等の種別・級を記載してください。 | |
| 20 障害者控除 | 1 氏名 栗東 夏江 | 障害の程度 | 身体障害Ⅰ級(度) | |
| | 2 氏名 栗東 冬美 | 障害の程度 | 療育B級(度) | |
| 21~22 配偶者控除・配偶者特別控除・同一生計配偶者控除 | 配偶者氏名 栗東 花子 | 生年月日 西暦 本年 35・5・7 | 配偶者の合計所得金額 | 1,141,600 |
| 23 扶養控除 | 1 氏名 栗東 春雄 | 生年月日 西暦 本年 62・3・1 | 同居/別居 | 統括 子 |
| | 2 氏名 栗東 夏江 | 生年月日 西暦 本年 6・7・12 | 同居/別居 | 統括 母 |
| | 3 氏名 | 生年月日 | 同居/別居 | 統括 |
| | 4 氏名 | 生年月日 | 同居/別居 | 統括 |
| 16歳未満の扶養親族 | 氏名 栗東 冬美 | 生年月日 西暦 本年 25・1・8 | 同居/別居 | 統括 子の子 |
| あなたが扶養している親族の氏名、生年月日、統括、マイナンバーなどを記載してください。控除額はありませんが、16歳未満も該当があれば、漏れないように記載してください。 | | | | |
| 別居の扶養親族等がある場合には、裏面「12」に住所を記入してください。 | | | | |
| 24 雑損控除 | 損害の原因 | 損害年月日 | 損害を受けた資産の種類 | |
| 控除 | 損害金額 | 保険金などで補てんされる金額 | 引損失額のうち災害関連支出の金額 | |
| | 支払った医療費等 | 276,150 | 保険金などで補てんされる金額 | 18,000 |
| 27 医療費控除 | 地方税法附則第4条の4の規定の適用を選択する場合には、右の4の「医療費控除⑳」欄の「区分」の□に「1」と記入してください。 | | | |

| | | | | |
|----------------|--------------|---------|-----------|-----------|
| 1 収入金額等 | 事業 | 営業等 | ア | |
| | | 農業 | イ | 280,000 |
| | 不動産 | ウ | | |
| | 利子 | エ | | |
| | 配当 | オ | | |
| | 給与 | 与 | カ | 2,765,831 |
| | 雑 | 公的年金等 | キ | 2,106,460 |
| | | 業務 | ク | |
| | その他 | ケ | | 200,000 |
| | 総合譲渡 | 短期 | コ | |
| | | 長期 | サ | |
| 一時 | | シ | | |
| 2 所得金額 | 事業 | 営業等 | ① | |
| | | 農業 | ② | 50,000 |
| | 不動産 | ③ | | |
| | 利子 | ④ | | |
| | 配当 | ⑤ | | |
| | 給与 | 与 | ⑥ | 1,754,800 |
| | 雑 | 公的年金等 | ⑦ | 1,006,460 |
| | | 業務 | ⑧ | |
| | その他 | ⑨ | | 20,000 |
| | 合計 | (⑦+⑧+⑨) | ⑩ | 1,026,460 |
| 総合譲渡・一時 | ⑪ | | | |
| 合計 | ⑫ | | 2,831,260 | |
| 4 所得から差し引かれる金額 | 社会保険料控除 | ⑬ | 547,611 | |
| | 小規模企業共済等掛金控除 | ⑭ | | |
| | 生命保険料控除 | ⑮ | 70,000 | |
| | 地震保険料控除 | ⑯ | 23,269 | |
| | 寡婦、ひとり親控除 | ⑰~⑱ | | |
| | 勤労学生、障害者控除 | ⑲~⑳ | 560,000 | |
| | 配偶者(特別)控除 | ㉑~㉒ | 210,000 | |
| | 扶養控除 | ㉓ | 710,000 | |
| | 基礎控除 | ㉔ | 430,000 | |
| | ⑬から㉔までの計 | ㉕ | 2,550,880 | |
| | 雑損控除 | ㉖ | | |
| 医療費控除 | ㉗ | 158,150 | | |
| 合計 | (㉕+㉖+㉗) | ㉘ | 2,709,030 | |

※ 所得税の控除額とは異なります。

5 給与・公的年金等にかかる所得以外(令和6年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外)の市県民税・県民税の納税方法

給与から差引き(特別徴収) 自分で納付(普通徴収)

「個人番号」欄には、個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。)を記載してください。

《裏面にも記載する欄があります》

◎所得がなかった方の記入欄

- 次の者に扶養されていた。(仕送りを受けていた場合を含む)
氏名 _____ 続柄 _____
(別住所の場合、その住所 _____)
- 学生であった。(学校名: _____)
- 傷病者や遺族の年金を受けていた。遺族年金・障害者年金・その他(_____ 年 月 から)
- 失業・生活保護・疾病(_____ 年 月 から)
- その他(_____)

裏 該当欄のみ

| | |
|-------------------------------|-----------|
| 「収入金額計」(a又はb、両方あるときはa+b)を表面かへ | |
| 支払者(名称または雇用主名) | 収入金額 |
| 1 ○○産業株 | 2,765,831 |
| 2 | |
| 収入金額計(a) | 2,765,831 |

営業所得、農業所得、不動産所得のある方は、別に「収支内訳書」を作成し、提出してください。

| | | | | |
|-------|----------|---------|---------|-----------|
| 所得の種類 | 所得の生ずる場所 | 収入金額 | 必要経費 | 青色申告特別控除額 |
| 農業 | | 280,000 | 230,000 | |

| | | | |
|------|----------------|---------|---------|
| 種目 | 所得の生ずる場所(支払者名) | 収入金額 | 必要経費 |
| 個人年金 | ○○生命保険 | 200,000 | 180,000 |

12 別居の扶養親族等に関する事項

| | |
|---------|--------------|
| 氏名 | 住所 |
| 1 栗東 夏江 | 草津市△△町○○番地○○ |

栗東市内、市外を問わず、別住所の場合は必ず記入してください。

扶養・障害者控除の内訳など

| | |
|----------------|----------------|
| 扶養控除 | 障害者控除 |
| 春雄 一般扶養→33万円 | — |
| 夏江 老人扶養→38万円 | 身障Ⅰ級=特別障害→30万円 |
| 冬美 年少扶養(控除額なし) | 療育B=その他障害→26万円 |
| 控除計 | 71万円 |

※申告者本人や控除対象配偶者、扶養親族欄の「個人番号」欄には、それぞれの「マイナンバー」を記入してください。

記載例にない所得や控除項目については、「書き方」を参考にしてください。

市県民税申告書 記載例 (2)

収入が無い場合

| | | | | | |
|-----------|-----------|-----------------------|--------|---------|-----------------|
| 表 (主要欄のみ) | | 市民税・県民税 (国民健康保険税) 申告書 | | 整理番号 | |
| 栗東市長様 | 現住所 | 栗東市安養寺町目0番00号 | | 職業 | なし |
| | 1月1日現在の住所 | 同上 | | 電話番号 | 000-0000-0000 |
| | フリガナ | リットウ | シロウ | 個人番号 | |
| 提出年月日 | 氏名 | 栗東 次郎 | | 1 2 3 4 | 1 2 3 4 5 6 7 8 |
| 年 月 日 | 生年 月 日 | 明・大 昭 13・8・7 | 世帯主の氏名 | 栗東 次郎 | 続柄 本人 |
| | 本・代 | 個力・通力 | 身元 | 代理権 | |

⑫欄に「0 (ゼロ)」を記入

3 所得から差し引かれる金額に関する事項
4 所得から差し引かれる金額
該当するものがあれば、記入する。

令和5年中の生活状況 (どうやって生計を立てていたか) について、該当する番号に○を付け (複数選択可)、必要事項を記入

学生であり、岡山市に住む父 (一郎) に扶養されていた場合の記載例

| | | | | |
|------------------|----|------------|---|---|
| 2 得 金 額 | 事業 | 営業等 | ① | |
| | | 農業 | ② | |
| | | (略) | | |
| | | 公的年金等 | ⑦ | |
| | | 雑務 | ⑧ | |
| | | その他 | ⑨ | |
| | | 合計 (⑦+⑧+⑨) | ⑩ | |
| | | 総合譲渡・一時 | ⑪ | |
| | | 合計 | ⑫ | 0 |

《記入する欄》

- ◆住所、氏名等を記入する。
- ◆「2 所得金額」の合計⑫欄に「0 (ゼロ)」を記入する。
- ◆「○所得がなかった方の記入欄」に、生計の状況を選択記入する。(複数に該当するときは、該当するものすべてについて記入)
- ◆「3 所得から差し引かれる金額に関する事項」[4 所得から差し引かれる金額]について、該当があれば記入する (記載例では省略、おもて面の所得のある方の記載や、「申告書の書き方」を参考にしてください。)

○所得がなかった方の記入欄

① 次の者に扶養されていた。(仕送りを受けていた場合を含む。)

| | | | |
|------------------------------|-------|----|---|
| 氏名 | 栗東 一郎 | 続柄 | 父 |
| (別住所の場合、その住所 岡山市〇〇区〇〇△△番〇〇号) | | | |

② 学生であった。(学校名: 〇〇大学)

③ 傷病者や遺族の年金を受けていた。遺族年金・障害者年金・その他 ()

④ 失業・生活保護・疾病 (年 月から)

⑤ その他 ()

親族に扶養されていた場合、その人の名前、続柄を記入する。あなたを扶養している人が、あなたと別住所の場合は、その人の住所も記入してください。

学生であった場合、学校名を記入する。

非課税の年金を受けている場合、年金の種類別に○をつける。

失業などの場合、該当に○、いつからか記入する。

1~4に当てはまらない場合、生活資金をどうしているか記入する。

【参考】市県民税額の計算

市県民税の税額は、次の計算で算出します。

[] 内は申告書でそれぞれに相当する欄など

○ 所得金額 = 前年中の収入額 - 必要経費
[2の①~⑩の金額] = [1のA~シの金額] - [裏面の必要経費等]
(※ 給与所得、年金所得は計算で算出)

○ 課税所得金額 (千円未満の端数は切捨て)
= 所得金額の合計額 - 所得控除金額の合計額
= [2の⑫] - [4の⑳]

○ 所得割額 = (課税所得金額 × 税率) - 税額控除
= ([2の⑫] - [4の⑳]) × 税率 - 税額控除
所得割額は、市民税 (6%)・県民税 (4%) で別々に計算し、百円未満の端数を切捨てます。

○ 均等割額 = 4,800円 (定額 市民税3,000円、県民税1,800円)

○ 森林環境税 (国税) = 1,000円 ※国税ですが、住民税と合わせて課税

○ 年税額 = 所得割額 + 均等割額 + 森林環境税

表面の「収入がある場合」の例で市県民税を計算すると、次のようになります。

○ 所得金額 = 記載どおり

○ 課税所得金額 = 2,831,260 - 2,709,030 = 122,230
⇒ 122,000 (千円未満の端数切捨て)

○ 所得割額 (県) = 122,000 × 4% - 2,440 = 4,880 - 2,440 = 2,440
⇒ 2,400 (百円未満の端数切捨て)

所得割額 (市) = 122,000 × 6% - 3,660 = 7,320 - 3,660 = 3,660
⇒ 3,600 (百円未満の端数切捨て)

※この例の場合、税額控除は調整控除のみで、課税所得金額の5%が適用されます。
122,000 × 5% = 6,100 → 市民税 3,660円、県民税 2,440円

○ 均等割額 = 4,800

○ 森林環境税 = 1,000

○ 年税額 = 2,400 + 3,600 + 4,800 + 1,000 = 11,800円

- ※ 税額控除…調整控除、配当控除、寄附金控除、住宅ローン控除、配当割控除、株式等譲渡所得割控除など。控除額の3/5を市民税、2/5を県民税から控除する。
- 調整控除…課税所得金額に応じて、次の金額 (ただし、合計所得金額が250万円超の人への適用はない)
- ・住民税の課税所得金額が200万円以下の人は、(1)と(2)の小さい額の5%
 - (1) 人的控除額の差の合計額
 - (2) 住民税の課税所得金額
 - ・住民税の課税所得金額が200万円超の人は、(1)と(2)の大きい額
 - (1) 人的控除額の差の合計額 - (住民税の課税所得金額 - 200万円) × 5%
 - (2) 2,500円
- 配当控除…配当所得の種類・金額に応じて、配当所得の0~28%
- 寄附金控除…都道府県、市区町村または特別区に対する寄附金 (ふるさと納税)、滋賀県または栗東市が条例で指定した団体への寄附金や、滋賀県共同募金または日本赤十字社滋賀県支部に対する寄附金
控除額 = (対象となる寄附金額 - 2,000円) × 10% (ただし、県条例のみ指定の寄附金の場合は4%で、県民税のみから控除) ふるさと納税に該当する場合、割増控除額があります。
- 配当割控除、株式等譲渡所得割控除
配当所得、株式等譲渡所得から源泉徴収された税額のうち住民税分の金額

市県民税について

市県民税は、住民に対して行う行政サービスに必要な経費を、住民の方々の税を負担する能力 (担税力) に応じて広く分担していただく税金です。

◇賦課期日 賦課期日 (1月1日) 現在で栗東市に住所の有る人に、前年中の所得をもとに課税します。したがって、それ以後に転出又は死亡等により栗東市の住民でなくなっても、その年度の市県民税は栗東市に納付していただくことになります。

◇非課税になる要件

| | |
|---|--|
| <p>①市県民税 (森林環境税を含む)が非課税 (次の(1)~(3)のいずれかに該当)</p> <p>(1) 生活保護法の規定による生活扶助を受けている人</p> <p>(2) 障害者、未成年者 (平成18年1月3日以後に生まれた方)、ひとり親または寡婦で前年の合計所得が135万円以下の人</p> <p>(3) 前年の合計所得金額が次の算式で求めた額以下の人 28万円 × (本人 + *あなたが扶養している人の数) + 10万円 + 16万8千円 (16万8千円の加算は、扶養している人がある場合のみ)</p> | <p>②所得割が非課税</p> <p>前年の総所得金額等の合計が次の算式で求めた額以下の人 35万円 × (本人 + *あなたが扶養している人の数) + 10万円 + 32万円 (32万円の加算は、扶養している人がある場合のみ)</p> |
| <p>*扶養している人の数とは、控除対象配偶者、同一生計配偶者、扶養親族の合計 (配偶者特別控除の対象となる配偶者は含めません。)</p> | |

◇申告書を郵送で提出される方で、受付印を押した控への返送を希望される方は必ず返信用の封筒を同封してください。同封がない場合には控への返送はいたしません。